

新潟県大学図書館協議会相互協力実施細則

(目 的)

第1条 この細則は、新潟県大学図書館協議会(以下「協議会」という。)会則第4条第2号に定める相互協力の推進を図り、もって協議会に加盟する図書館(以下「加盟館」という。)が所属する大学、短期大学及び高等専門学校の教職員、学生及び大学院生等の教育研究・学習に寄与することを目的とする。

2 加盟館の教職員、学生及び大学院生等の教育研究・学習に支障がない限り、地域住民の必要とする学術情報を提供し、生涯学習を支援することを目的とする。

(利用館及び利用者の範囲)

第2条 利用館とは、他の加盟館を利用する加盟館(以下「利用館」という。)をいい、利用者とは、加盟館に所属する教職員、学生、大学院生等及び各加盟館が利用を認める地域住民(以下「利用者」という。)をいう。

2 利用館及び利用者は、この細則及び別に定める新潟県大学図書館協議会相互協力実施要項(以下「要項」という。)に基づき、加盟館を利用することができる。

(利用館及び利用者の遵守事項)

第3条 利用館及び利用者が、第2条第2項の定めに基づき、加盟館を利用するにあたっては、著作権法及び加盟館の規程等を遵守しなければならない。

(相互協力の範囲)

第4条 相互協力の範囲は、来館利用、文献複写、現物貸借及びその他とする。

2 来館利用とは、利用者が加盟館に直接出向いて、図書等の資料(以下「資料」という。)を利用することをいう。

3 文献複写とは、利用者の求めに応じ、未所蔵の資料の複写を加盟館に依頼して取り寄せ、提供することをいう。

4 現物貸借とは、利用者の求めに応じ、未所蔵の資料を自館の責任において加盟館から借用し、提供することをいう。

(利用資料の範囲及び利用の手続き)

第5条 利用できる資料の範囲及び利用の手続きについては、要項によるほか、加盟館の定あるところによるものとする。

(利用の責任及び利用に伴う経費負担)

第6条 相互協力に係る責任は、利用館もしくは利用者が負い、利用に伴う諸経費は、利用者もしくは利用館が負担するものとする。

(利用の制限)

第7条 加盟館は、自館の利用者に支障を来すと判断する場合は、利用を制限することができる。

(協 議)

第8条 この細則の運用に関し、協議を必要とする事項又は疑義が生じた場合は、幹事館を通じて協議をするとともに、幹事館は、その結果を加盟館に通知するものとする。

(加盟館の相互協力に関する規程等の変更)

第9条 加盟館は、相互協力に関する自館の規程等に変更が生じた場合は、速やかに幹事館及び加盟館に通知するものとする。

(その他)

第10条 加盟館は、第1条に定める目的を遂行するため、受入態勢の整備に努めるものとする。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、協議会総会において、出席会員の3分の2以上の同意を要する。

附 則

この細則は、平成8年5月21日から施行する。